

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第１１回）議事概要

日 時 平成27年３月27日（金） 10:45～

場 所 農林水産省第１特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房経理課長、大臣官房秘書課長、大臣官房地方課長、大臣官房統計部管理課長、消費・安全局総務課長、食料産業局総務課長、生産局総務課総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、農林水産技術会議事務局総務課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、水産庁漁政部漁政課課長

概 要

1. 冒頭、官房長から、各委員に対し、当省すべての発注担当職員の法令遵守の意識を高め、適正な発注に努めるよう周知してもらいたい旨を依頼
2. 平成26年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、事務局より報告（資料１及び資料1-1～1-5）
3. 平成27年度発注者綱紀保持対策の実施方針について、事務局より報告（資料２）
4. 特段の意見・質問はなし

以 上

平成26年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1 訓令の改正

平成26年7月14日付け農林水産省発注者綱紀保持規程（農林水産省訓令第12号）について、農林水産省における発注事務に関し、発注担当職員以外の職員の綱紀保持の強化、発注者綱紀保持マニュアルの遵守等を通じ、一層の適正化を図る必要があることから、本規程について以下の規定の追加又は改正を行った。

○改正の概要

【発注担当職員以外の職員に関する規定関係】

- ① 職員が発注担当職員へ不当な働きかけを行う場合が発生していることを踏まえ、当該場合に適切な対応がとられるよう、第三者に職員が含まれることを明確化する。（第2条第4項）
- ② 発注事務に関し、職員による不適切な対応が行われることを明確にし、防止を強化するため、職員が発注担当職員に対し不適切な働きかけを行ってはならない等の規定を設ける。（第3条第4項及び第5項）

【その他全般関係】

- ③ 第6条に規定する秘密の保持に関し、現行の禁止事項（秘密に関する書類の庁舎外への持ち出し等）に加え、秘密に関する書類の謄写及び複製の禁止を規定する。（第6条2項）
- ④ 第13条において大臣官房経理課長が作成することとなっている発注者綱紀保持マニュアルについて、管理監督者及び発注担当職員が、当該マニュアルに従い必要な措置を講じる必要がある旨の規定を設ける。（第13条第2項）

2 発注者綱紀保持マニュアルの改正

訓令の改正を受けて発注者綱紀保持マニュアル及び発注者綱紀保持マニュアル(ポケット版)を改定し通知及びノーツへの掲載を実施した。

3 発注者綱紀保持研修について

(1) 企画立案担当者研修の概要（平成26年6月）

施設等機関及び地方支分部局で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者（33名）に対して研修を実施。

研修の新たな取り組みとして発注者の対応を実演するロールプレイ方式の研修を導入。

〈研修項目〉

- ①発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房経理課）
- ②官製談合防止法等に関する講義（講師：公正取引委員会）
- ③コンプライアンスに関する講義（講師：公務人材開発協会）
- ④ロールプレイによる綱紀保持研修（講師：大臣官房経理課）

〈その他〉

○講義終了後、アンケートの実施

(2) 農林水産本省発注者綱紀保持研修の概要（平成26年9～10月、及び平成26年12月）

平成23年度、24年度の2年間で対象者の99.9%受講済。

平成25年度は、未受講者408名のうち389名(95%)が研修受講済。

平成26年度は、9月にノーツ（職員専用ホームページ）を活用し、発注担当者及び管理監督者を対象としたWEB研修を実施し、12月に本省未受講者及び希望者を対象とした講義形式の研修を実施し発注担当職員における未受講者は0人となった。

〈研修項目〉

- ①発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房経理課）
- ②発注者綱紀保持ロールプレイ研修（講師：大臣官房経理課）

〈その他〉

○発注担当職員の経験年数についてアンケート調査を実施した。

(3) 施設等機関及び地方支分部局で実施した研修等への講師の派遣

次の機関で開催した管理監督者及び発注担当職員に対する発注者綱紀保持研修等に、本省担当者（大臣官房経理課）を講師として派遣し、「発注者綱紀保持対策に関する講義」又は「発注者綱紀保持ロールプレイ研修」を行った。

- ① 関東農政局(26年6月23日実施、研修参加者112名)講義形式

- ② 動物医薬品検査所（26年7月3日実施、研修参加者27名）ロールプレイ
 - ③ 近畿農政局（26年7月30日実施、研修参加者37名）ロールプレイ
 - ④ 東北農政局（26年8月25日実施、研修参加者118名）ロールプレイ
 - ⑤ 東海農政局（26年11月5日実施、研修参加者79名）ロールプレイ
 - ⑥ 動物検疫所（27年1月26日実施、研修参加者25名）講義形式
- 合 計 6 機 関 研修参加者398名

（４）会計実務研修における講義（平成26年5、9、11月）

毎年度実施される会計実務研修に併せ、発注者綱紀保持研修を取り入れ、高尾での研修で2回、本省での研修で1回実施し、周知徹底を図った。

4 執務室等への留意事項の掲示

職員の意識向上のため、本省及び地方支分局等の執務室等に掲示物（発注者綱紀に関する留意事項等）を配布し、掲示するよう依頼を行った。

5 各地方支分局等の研修について

各地方支分局等の研修未受講者が本省で実施した研修を実施できるよう、本省での研修資料等素材を配布した。

また、本省でのWEB研修を受講出来るよう、職員専用ホームページに発注者綱紀保持専用のページを設置した。

また、受講後3年以上経過した各地方支分局等の管理監督者又は発注担当者については再受講することを周知した。

平成26年度発注者網保持研修等開催状況

平成26年1月31日現在

実施機関		開催状況	
参加者総数		開催内容	
農林水産本省	617名	6/5～6 企画立案担当者研修 33名 （講師：公正取引委員会、（一財）公務人材開発協会、大臣官房経理課） 施設等機関及び地方支部局等発注者網保持担当者等企画立案者を対象	
		1. 農林水産本省発注者網保持研修 計103名（講師：大臣官房経理課会計指導第1班） 省内の管理監督者及び発注担当職員において未受講者及び希望者を対象 第1班 12月15日 51名 （内訳）大臣官房11名、消費・安全局29名、食料産業局1名、 生産局2名、経営局1名、農林水産技術会議事務局3名、林野庁3名、水産庁1名 第2班 12月16日 52名 （内訳）大臣官房5名、消費・安全局20名、食料産業局7名、 生産局1名、経営局15名、農林水産技術会議事務局1名、林野庁3名	
		2. ノーツ版 農林水産本省発注者網保持研修 計481名 省内の管理監督者及び発注担当職員及び希望者を対象 （9月24日～10月21日 481名 （内訳）大臣官房40名、消費・安全局108名、食料産業局16名、 生産局148名、経営局1名、農村振興局77名、農林水産技術会議事務局23名、林野庁42名、水産庁26名	
（参 考）			
東 北	235名 （1名）	6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名、7/2 管内地域センター・事業（務）所等経理担当者会議における講習 40名（講師：総務課監査官）、7/18 管内事業（務）所等用地・管理担当課長等会議における講習 38名（講師：総務課監査官）、8/25 東北農政局発注者網保持研修 112名（講師：大臣官房経理課会計指導第1班、公正取引委員会東北事務所）、9/4 管内地域センター及び事業（務）所庶務担当課長等会議における講習 44名（講師：総務課長）、その他12月に発注者網保持チェックシートの取組を実施（1,031名）	
関 東	63名 （1名）	6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名、6/23 関東農政局発注者網保持研修 62名（講師：公正取引委員会、大臣官房経理課、本局人事課管理官・会計課長）、その他10月に発注者網保持チェックシートを実施（2,240名）	
地方 農政 局	北 陸	179名 （2名）	6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 2名、11/18講習会 77名（講師：総務課監査官）、1/21講習会 48名（講師：総務課監査官）、2/19講習会 51名（講師：総務課監査官）
	東 海	75名 （2名）	6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 2名、11/5講習 73名（講師：大臣官房経理課会計指導総括係長、公正取引委員会中部事務総局経済取引指導官、総務課監査官）
	近 畿	189名 （1名）	6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名、7/30講習 35名（講師：大臣官房経理課係長、総務課監査官、公正取引委員会近畿中国四国事務所経済取引指導官）11/7講習 38名（講師：総務課監査官、公正取引委員会近畿中国四国事務所経済取引指導官）その他 9/5 管内総管業務官及び庶務課長会議において講演 35名（講師：総務課監査官） （予定）3/中旬 管内横貫担当者会議において講演 約80名（講師：総務課監査官）
	中国 四 国	305名 （1名）	6/3講習48名（講師：総務課監査官）、6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名、6/26講習43名（講師：総務課監査官）、7/3 講習53名（講師：総務課監査官）、11/10講習23名（講師：総務課監査官）、12/4 研修37名（講師：総務課監査官）、3/5（予定）講習70名（講師：総務課監査官）、3/19（予定）講習30名（講師：総務課監査官）
	九 州	303名 （1名）	4/13講習38名（講師：総務課監査官）、6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名、7/3講習56名（講師：総務課監査官）、12/3講習72名（講師：総務課監査官）、3/16講習136名（講師：総務課監査官）、発注事務管理監督者及び担当者等への研修4回、その他1月に管内の全職員（1,933名）を対象に発注者網保持チェックシートによる研修を実施（1,899名）した。
北海道農政事務所		52名 （1名）	6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名、2/18 発注者網保持研修（講師：北海道農政事務所庶務課長）（北海道農政事務所25名）2/27 発注者網保持研修（講師：北海道農政事務所庶務課長）（北海道農政事務所24名、北海道漁業調整事務所2名）
森 林 管 理 局	北 海 道	474名 （1名）	4/21～2/12 発注者網保持研修等 計13回（講師：公正取引委員会、北海道局総務課長、北海道局監査官、北海道局専門官（契約適正化）等）、6/5～6農林水産本省発注者網保持研修（1名）、7/2～4林野庁発注者網保持研修（2名、講師：公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等）
	東 北	344名 （1名）	4/9～1/15 発注者網保持研修等 計13回（講師：公正取引委員会、東北局総務企画部長、東北局総務課長、東北局経理課長、東北局専門官（契約適正化）等）、6/5～6農林水産本省発注者網保持研修（1名）、7/2～4林野庁発注者網保持研修（1名、講師：公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等）
	関 東	211名 （1名）	4/11～1/31 発注者網保持研修等 計4回（講師：関東局総務企画部長、関東局総務課長、関東局経理課長、関東局専門官（契約適正化））、6/5～6農林水産本省発注者網保持研修（1名）、7/2～4林野庁発注者網保持研修（2名、講師：公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等）
	中 部	230名 （1名）	5/14～2/3 発注者網保持研修等 計7回（講師：公正取引委員会、局総務企画部長 等）、6/5～6農林水産本省発注者網保持研修（1名）、7/2～4林野庁発注者網保持研修（2名、講師：公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等）
	近 畿 中 国	1,040名 （1名）	4/18～2/13 業務研修等 計42回（講師：近中局長、近中局次長、近中局総務企画部長、近中局計画係全部長、近中局森林整備部長、近中局総務課長、近中局経理課長、近中局専門官（契約適正化）等）、6/5～6農林水産本省発注者網保持研修（1名）、7/2～4林野庁発注者網保持研修（2名、講師：公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等）
	四 国	118名 （1名）	4/14～9/11 発注者網保持研修等 計3回（講師：四国局総務課長、四国局専門官（契約適正化）等）、6/5～6農林水産本省発注者網保持研修（1名）、7/2～4林野庁発注者網保持研修（1名、講師：公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等）
	九 州	457名 （1名）	4/15～1/22 発注者網保持研修等 計8回（講師：大学准教授、公正取引委員会、九州局専門官（契約適正化）等）、6/5～6農林水産本省発注者網保持研修（1名）、7/2～4林野庁発注者網保持研修（1名、講師：公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等）
漁 業 調 整 事 務 所	北 海 道	1名（1名）	（6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名）
	仙 台	6名（1名）	（6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名）、9/29 発注者網保持研修 5名（講師：仙台漁業調整事務所資源課長）
	新 潟	（0名）	研修への参加実績なし。（6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ1名参加予定であったが、業務の都合により参加せず。）
	境 港	1名（1名）	（6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名）
	瀬 戸 内 海	1名（1名）	（6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名）
	九 州	59名（1名）	（6/5～6/6 農林水産本省発注者網保持研修へ参加 1名）、7/3、4、18 発注者網保持対策職場研修（講師：次長）
植 物 防 疫 所	横 浜	473名 （1名）	6/5～6 研修1名（講師：大臣官房経理課） 2/2～2/27 全職員471名対象に Notes Web研修を実施中
	名 古 屋	17名 （1名）	H26.11.28 16名 発注者網保持講習会 講師：公正取引委員会事務局中部事務所 総務課係長
	神 戸	85名 （1名）	7/31～9/30 研修59名（講師：なし（eラーニング））、1/23 研修25名（講師：公正取引委員会）
	門 司	56名 （1名）	9/26～10/10 管内の発注事務担当者35名 発注者網保持研修（Notes版）実施 2/27研修20名（講師：庶務課管理係長）
	那 覇	53名 （1名）	8/18～8/22 研修32名（講師：なし（eラーニング）） 3/12実施予定 参加人数20名見込み（講師：内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室）
動物検査所	21名 （1名）	1/26事務官研修20名（講師：大臣官房経理課） 6/5～6農林水産本省発注者網保持研修1名（講師：大臣官房経理課ほか）	
動物医薬品検査所	84名 （1名）	7/3 研修25名（講師：大臣官房経理課）、12/4 研修58名（講師：庶務課長）	
農林水産政策研究所	1名（1名）	6/5～6 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名	
農 林 水 産 研 修 所	15名 （1名）	6/5～6 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名 2/6 研修14名（講師：農林水産研修所研修第3係）	
森林技術総合研修所	18名 （1名）	6/5～6 農林水産本省発注者網保持研修（1名） 7/3～4 研修17名（講師：外部講師（大学教授）、公正取引委員会）	
農 林 水 産 技 術 会 議 事 務 局 筑 波 事 務 所	12名 （1名）	6月10日（火）に（講師：総務課長）監督者及び企画担当者11名に対して研修を実施	

※1 括弧書きは、農林水産本省発注者網保持研修等に対して当該機関の発注者網保持担当者の参加した人数。（内数）

※2 2月、3月については実施見込み人を記載。

発注者綱紀保持に関するWEB研修及びアンケート実施結果

平成26年度から開始した、ノーツを活用したWEB研修において、実施した発注者綱紀保持に関するチェックシートの結果は以下のとおり。

1 本省の管理監督者及び発注担当職員に対して実施。（平成26年9月24～10月21日）

- 解答者 481名／913名（本省発注担当職員及び管理監督者数）
- 設問数 15問
- 正答率 94.0%
（正解者の延べ人数／解答者の延べ人数）

2 発注担当職員及び管理監督者の継続勤務年数アンケート調査結果

アンケート回答総数 481名（本省発注担当職員、管理監督者及び希望者）

調査内容は、発注担当職員が現職に勤務している年数と、継続して発注担当業務に従事している勤務年数について調査した結果である。

勤務年数	在職年数（現職）	発注担当職員 継続勤務年数
2年未満	340名（71%）	295名（61%）
2年以上3年未満	54名（11%）	52名（11%）
3年以上5年未満	25名（5%）	45名（9%）
5年以上	62名（13%）	89名（19%）

【農林水産省 発注者綱紀保持研修 (Notes版)】

発注者綱紀保持に関するチェックシート (解説、正解率)

このチェックシートは、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保することを目的として制定された「農林水産省発注者綱紀保持規程」(平成19年7月31日農林水産省訓令第22号。以下「訓令」という。)について、より一層理解を深めることを目的として行うものです。

設問 番号	設 問 及 び 解 説	解答 (正解率)
1	「発注担当職員」には、仕様書及び設計書を作成する原課の事業担当者、監督職員、検査職員、予定価格の作成並びに契約相手方の選定等を行う契約事務担当者の他に、発注に係る秘密を知ることの出来る決裁者や文書処理する担当者が含まれる。 【解 説】訓令第2条 訓令第2条に発注事務の定義が規定され、「建設工事等（建設工事、測量、建設コンサルタント等、物品購入等及び役務等をいう。以下同じ。）における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、契約方式の選択及び入札、契約の相手方の決定、監督及び検査並びに契約履行中及び完成時の履行状況の確認及び評価その他の建設工事等の発注に係る関連事務（発注に係る秘密（公表を制限された情報を含む。）を知ることのできる事務）をいう。」とされています。 このことから、「発注担当職員」とは、契約事務手続きを行う職員のみならず、仕様書や設計書の作成をする職員、決裁を行う職員、文書処理を行う職員など、発注に係る秘密を知ることのできる非常に広範な職員を指します。 決裁を行う職員の中には、自分が、発注者綱紀保持規程の発注担当職員と該当していることを認識していない方もいるので、綱紀保持担当者は、その人たちに自らが発注担当職員に該当していることを認識させる必要があります。	○ (92%)
2	「事業者」には、競争入札参加者以外の事業者や農林水産省の所掌に無関係な事業者の他、委託契約相手方である地方公共団体等も含まれる。 【解 説】訓令第2条 「事業者」は、法人業者、共同企業体、組合その他の団体及び個人事業者並びにこれらの役員、従業員、代理人その他これに準ずる者とされており、競争参加有資格者以外の事業者や農林水産省所掌に無関係な事業者も含みます。 これは、事業者のいかんを問わず発注担当職員等としての綱紀保持の徹底を図ること、当該事業者を介しての競争参加有資格者からの間接的な働きかけ等も想定されるためです。 なお、補助事業者は含まれません。	○ (85%)

3	発注担当職員は、翌日が提出期限で入札を予定している役務の仕様書を作成するために残業をしていたが、終電の時間となり、作成途中の当該仕様書データを自宅で作成するためにメールにより送信した。帰宅後、仕様書を完成させ、仕事場へメールで送信し、提出期限に間に合わせた。 【解 説】訓令第6条第2項 管理監督者及び発注担当職員は、秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。USB メモリ等も）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）し、その他これに類することを行ってはならない。と規定されていることから、ファイル共有ソフト等により漏洩するおそれがあることから不適切です。 例外として、庁舎外での入札執行のためであれば、予定価格調書を持ち出すことができますが、それ以外は認められません。	× (99%)
4	入札を予定している役務契約について、匿名の電話で「〇〇社が落札する予定」との情報があつた。その際、相手方は匿名であり、これ以上の説明はなかった。 したがって、情報の信憑性が不確定で根拠がないことから、上司と相談し、了解を得た上で、入札を予定どおり実施することとした。 【解 説】訓令第4条第1項 訓令第4条第1項に「管理監督者又は発注担当者が入札談合に関する情報を把握し、法令違反との確証が得られない場合は、大臣官房経理課長が別に定めるところにより公正入札等調査委員会へ通報するものとする。」の定義が規定されています。 したがって、公正入札等調査委員会は、「談合情報対応マニュアル」に従って調査を実施することとされています。 管理監督者又は発注担当者職員が、 ①入札談合に関する情報を把握し、法令違反との確証が得られない場合は、公正入札等調査委員会へ通報します。 ②公益通報者保護法による公益通報及びその相談を受け、通報事案事実と判明している場合は、農林水産省職員内部情報処理要領の通報等受付・相談窓口へ報告します。 ③また、公正入札等調査委員会や発注者綱紀保持委員会において調査を行い、公益通報の対象と判明した場合に内部情報処理要領へ移行し、通報等受付・相談窓口へ提出します。	× (87%)
5	ある業者から工事の発注予定（工事件名、入札時期、施工場所）についての問い合わせがあつたが、すでにホームページで公表済みであつたので、公表している範囲内で回答した。 【解説】訓令第6条 管理監督者及び発注担当職員は、事業者間の適正な競争を害さないため、落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名その他の発注事務に関する職務上知り得た秘密（公表を制限された情報を含む。）を保持しなければならないとされおります。 したがって、すでに公表済みの情報の範囲内の回答であれば、これに抵触することはないと、問題ありません。	○ (95%)

6	入札参加予定業者から電話があり、自ら担当する入札案件に関し、予定価格の金額など公表前の内容を教えてほしいとの依頼があったので、回答できないと拒否するとともに、この働きかけに対して内容を記録し、公表することがある旨を伝えた。 ----- 【解 説】訓令第 11 条 発注担当職員は、自ら担当する発注事務に関し、第 3 条、第 6 条、第 7 条第 1 項に抵触すると思料される事実を確認し、又は不当な働きかけを受けたときは、速やかに所属の長及び担当者に対し、当該内容を訓令に規定されている様式による報告書に事実に基づき正確に記録し、報告するものとされています。	○ (97%)
7	発注担当職員は、自ら担当する発注事務に関して、不当な働きかけを受けたときは、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に対し、速やかに口頭で報告するとともに所定の様式により報告する。 ----- 【解 説】訓令第 11 条 発注担当職員は、自ら担当する発注事務に関し、第 3 条、第 6 条、第 7 条第 1 項に抵触すると思料される事実を確認し、又は不当な働きかけを受けたときは、速やかに所属の長及び担当者に対し、当該内容を訓令に規定されている様式による報告書に事実に基づき正確に記録し、報告するものとされています。 ここで重要なことは、発注担当職員が自ら報告書を作成して、直接の上司である管理監督者ではなく所属の長及び発注者綱紀保持担当者に報告するところです。 なぜならば、発注担当職員の意見は、事実に基づき正確に記録し、報告することが重要であり、直接の上司である管理監督者が当該意見の修正等を行わないよう、管理監督者を經由しないで、直接、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に報告してください。	○ (97%)
8	事業者が納品のため来庁し、検査終了後、退庁する際に廊下で発注担当職員と出会い、挨拶を交わした。発注担当職員が執務室へ戻ろうとしたところ、事業者から発注事務に関する問い合わせがあったので、その場で一人に対応した。 ----- 【解 説】訓令第 7 条 管理監督者及び発注担当職員は、事業者との応接にあたっては、受付カウンターその他適切な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないよう配慮する必要があります。 単に挨拶だけなら問題ないが、この場合は発注事務に関する問い合わせであり、複数の職員また決められた場所に対応する必要があります。 たとえ事業者が当省の OB だったとしても、廊下などで立ち話することは国民の疑惑や不信を招きかねない行為であり、厳に慎むべきです。	× (95%)
9	事業者が自社製品の紹介のために来庁したので、自らが担当する事務に関連することから、対応しようとしたところ上司が不在のため、当該事務に関係のない他班の班長に同席を依頼し、応接スペースで対応した。 ----- 【解 説】訓令第 7 条 訓令第 7 条において、事業者との応接に当たっては、「第 12 条第 2 号の場所（受付カウンターなど）その他適切な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないようにするものとする。」とされています。このことは、単独や個室による応対をした場合に他者からいらぬ疑念を受けることを防ぐためです。本件はオープンスペースにおいて複数での応対となりますので問題はありません。	○ (86%)

1 0	執務室は、受付カウンターで仕切るなど、それぞれの執務室の規模、レイアウト等に応じて事業者等の自由な出入りを制限し、執務室への自由な出入りが制限されている旨の掲示を行う必要がある。 【解 説】訓令第 12 条第 1 項 訓令第 12 条第 1 項に「管理監督者は、発注事務を担当する課又は室の執務室について、掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。」と規定されています。事業者には、執務室が受付カウンターで仕切られているだけでは、出入りが制限されているのか判断できない場合があります。掲示等により周知を行うことで、事業者に出入りが制限されている場所であることを認識させることと併せて、出入りによる秘密の漏洩等を未然に防ぐこととなります。	○ (98%)
1 1	発注担当職員は、第三者からの不当な働きかけを受けた時は、当該働きかけを受けた場合は拒否しなければならない。この場合の「第三者」には職員も含まれている。 【解 説】訓令第 2 条第 4 項 訓令第 2 条第 4 項に「この訓令において、「第三者」とは、発注担当職員以外の者（職員を含む。）をいう。」とあります。発注担当職員以外の職員が、公表前の発注事務に関する情報聴取等の依頼があった場合は、働きかけに対して拒否をし、不当な働きかけを受けた内容を記録し公表する旨を当該職員に伝えなければなりません。	○ (98%)
1 2	発注事務に関して万一問題事案が発生した場合にあっても、発注担当職員以外の職員は、直接業務に関係ないため関与しない。 【解 説】訓令第 3 条第 5 項 訓令第 3 条第 5 項に「万一問題事案が発生した場合にあつては、組織内における業務運営上の役割分担を尊重して、組織として適切な対応を行うよう努めるものとする。」とあります。発注担当職員以外の職員であっても、事業者の複数対応の補助であつたり、万一事案が発生した場合には、発注担当者が不当な働きかけを行った業者との接触を避けるため、代理で対応するなど組織として適切な対応を行う必要があります。	× (82%)
1 3	発注担当職員は、公表前の予定価格について、担当者個人の参考資料として保存するために複製することは差し支えない。 【解 説】訓令第 6 条第 2 項第 2 号 訓令第 6 条第 2 項第 2 号に「正当な理由なく、秘密に関する書類の全部又は一部を謄写し、又は複製すること。」をしてはならない行為と定めてあります。発注担当職員が職務上知り得た秘密は保持しなければなりません、むやみに複製して保持することは禁止されております。	× (98%)
1 4	事業者から、現在「発注の見通し」に記載されている、入札公告前に入札案件について「発注の見通し」に記載されている公告時期について問われた。入札公告前であるため「ホームページの「発注の見通し」を閲覧ください」と対応した。 【解 説】訓令第 7 条第 1 項 訓令第 7 条第 1 項に「事業者と接するときは、公平かつ適正に対応し、一部の事業者が有利又は不利となるように取り扱ってはならない。」とあります。「発注の見通し」については、発注者綱紀保持対策の一環として事業者に公平かつ適正に対応するため、広く公表している事項を作成し公平にお知らせしているものですので、事業者に「発注の見通し」が掲載されていることを教示するのは問題ありません。	○ (95%)

1 5	農林水産省における発注事務に関し、職員は法令及び発注者綱紀保持マニュアルの遵守等を通じ、一層の適正化を図る必要がある。	○ (1 0 0 %)
	【解 説】訓令第 1 条 発注者綱紀保持規程の目的である、発注事務の適正化及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保する必要がある。	

入札情報は秘密



～発注者の三原則～

1. 発注秘密(入札業者名、参加業者数、予定価格etc)は漏らさない！
(業務以外のコピー、持ち出し禁止)
2. 事業者との応接は、
平等に、オープンな場で！
3. 不当な働きかけは断固拒否！





[職員専用](#) > 発注者綱紀保持研修

発注者綱紀保持研修

農林水産省では、平成19年7月に、「農林水産省発注者綱紀保持規程」(平成19年農林水産省訓令第22号)を制定し発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために、研修を始めとする各種の取組を行っています。

このたび、農林水産本省における研修の一環として、Web研修を実施した内容を掲載致しましたので、必要に応じて御活用ください。

本省における発注者綱紀保持研修(Web版)

- 平成26年度農林水産本省発注者綱紀保持研修
(Web版)

- [発注者綱紀保持研修\(農林水産本省版\)](#)

お知らせ

[農林水産省発注者綱紀保持規程の一部改正について\(PDF:94KB\)](#)

関連リンク

[発注者綱紀保持対策\(事業者の皆様へ\)](#)

[農林水産省発注者綱紀保持規程](#)

[発注者綱紀保持委員会規則](#)

[農林水産本省発注者綱紀保持委員会](#)

《参考掲載》地方支分局等で実施する場合には、こちらを活用することが出来ます。

・[発注者綱紀保持研修\(平成26年度\)](#)

お問い合わせ

部署名: 農林水産省 大臣官房経理課
担当者: 会計指導第1班 会計指導総括係
電話: 03-3591-9777
内線: 03-3502-8111(内線3329)
ファックス: 03-3502-4177

地方支分局又は、施設等機関等におかれましては、関係部局の担当窓口へお問い合わせ願います。

職員専用ホームページへのお問い合わせ
大臣官房総務課広報室 03-3501-3779

© 2009 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

平成27年度発注者綱紀保持対策の実施方針の報告

本年度は、昨年度に引き続き、①「施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」、②「本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」③「地方支分局等の管理監督者及び発注担当職員向け研修」をそれぞれ実施する。

① 施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修

ア 目的

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広い取得を目的とする。

イ 開催時期 平成27年5月28日～29日（於：本省）

ウ 研修項目

- (ア) 発注者綱紀保持対策に関する講義
(講師：大臣官房経理課)
- (イ) 官製談合防止法等に関する講義
(講師：公正取引委員会)
- (ウ) 発注者綱紀保持対策ロールプレイ(実演)形式に関する講義
(講師：大臣官房経理課)
- (エ) コンプライアンスに関する講義
(講師：外部講師)

② 本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修

(1)(講義形式)

ア 目的

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を取得させることを目的とし、人事異動等により、新たに上記管理監督者又は発注担当職員となった未受講者及び希望者を対象に受講させる。

イ 開催時期

平成27年12月頃（講義形式）
2日間で2回（1日3時間程度）

ウ 研修項目

- 「発注者綱紀保持対策」に関する講義
「発注者綱紀保持対策（ロールプレイ）」に関する講義
エ 講師
大臣官房経理課

(2)(WEB形式)

ア 目的

発注者綱紀保持の基礎知識を習得及び再認識できるWEB研修と理解度を確認するためのチェックシートにより発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を再確認させることを目的とし、発注事務に携わる全ての管理監督者及び発注担当者並びに希望者を対象に受講させる。

イ 開催時期

平成27年8月頃（WEB研修）

実施期間3週間（出張等で受講が出来ない場合は随時受講）

ウ 研修項目

「発注者綱紀保持対策」に関するWEB研修

「チェックシート」による理解度の確認

③ 地方支分局等の管理監督者及び発注担当職員向け研修

ア 対象者

地方支分局等が実施する研修について、地方支分局等で新たに管理監督者又は発注担当職員となった者（未受講者）全員及び受講後3年以上経過した管理監督者又は発注担当者がするように取り組む。

※ 要請（上記以外の機関からの要請も含む。）があれば、大臣官房経理課の担当者を講師として派遣する。

※ 受講徹底のため、既存会計研修等への組み込み、Web会議システムを活用した遠隔研修（地域センター等で受講）及び地方支分局等において本省で実施したWEB研修が活用出来るように取り組む。